

## 労協法施行直前情報

労働者協同組合法が10月1日に施行されます。

2020年12月の労協法制定以前から、労働者協同組合の研究所として活動する協同総合研究所は、労協法の活用、協同労働を志向する市民・団体の動向、協同労働による地域づくりや仕事おこし、学びのあり方等を当誌で掲載してきました。本誌は法施行前最後の号として、労働者協同組合法人設立にあたって、今までに掲載できていない内容、掲載できるようになった内容に焦点をあてました。その意味では、協同総合研究所発行の『協同ではたらくガイドブック入門編』『協同ではたらくガイドブック実践編』と合わせて御覧いただきたいと考えています。

2022年6月13日に「労働者協同組合法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、17日に公布されました。法施行前の異例な改正となりましたが、その法律で特定労働者協同組合ができるようになりました。これは、非営利性を徹底した労働者協同組合の認定制度になります。

この法律の解説を島村博協同総研主任研究員にお願いしました。詳細は本編をご覧ください。この法律の目的は、特定労働者協同組合を税制上の措置として、公益法人等の範囲に加えることを意図しています。特定労働者協同組合の認定要件として、剰余金の配当を行わないことを定款に定め、解散時の残余財産の帰属として、国、地方公共団体、他の特定労働者協同組合に帰属する等となっています。現在、ワーカーズコープはNPO法人で運営している事業がありますが、NPO法人から労働者協同組合法人に組織移行する際に、数億円もの増税になることが予想されました。そこで持続的に運営するためのあり方を模索するなかで、特定労働者協同組合を志向しました。その意味では、大きな事業規模を有しているNPO法人が、労働者協同組合法人に移行したいと考える際に特定労働者協同組合は、とても有益な制度になるものと考えています。

労働者協同組合の定款参考案では、特定労働者協同組合法の解説と同様に、島村博協同総研主任研究員にレポートいただきました。定款は団体の目的を実現するための組織・運用・事業を定める自律的な規範です。そして必ず法人を設立する際に届け出をするもので

す。労働者協同組合法人を設立したい方々から、定款作成についての相談も受け始めるなかで、労協法に則した労働者協同組合の定款参考案を掲載することで、多くの労働者協同組合法人が設立されていくことへつながられたらと考えています。10月1日の施行以降、他団体からも定款参考案が出される可能性があるなかで、労働者協同組合の歴史と研究を進めてきた私たちが、定款案を世に送り出すことで、より労協連や協同総合研究所にアクセスいただく機会を増やしたい思いもあり、時機として本号に掲載することが妥当であると考えました。

労働者協同組合の新規設立の流れを労協連法施行準備室の富澤一樹報告で紹介しています。9月3日に埼玉県志木市で開催された労働者協同組合法に関する県民説明会での報告がベースとなっています。労協連・センター事業団は、法施行に合わせて法人化の準備チームを立ち上げ、現在、全国の設立相談等の実務に関わっています。富澤報告は具体的な相談が寄せられる現場に身をおいているからこそ、わかりやすくまとめられているものとなっています。時系列順に「発起人のすべきこと」「定款・事業計画・収支計画」「創立総会の広告」「創立総会」「出資金の第1回目の払い込み」「出資金払込証明書」「設立登記」「創立総会の議事録」「行政庁への届出」への説明とともに、質疑応答でも具体的な内容が掲載されています。10月1日から労働者協同組合法人化を目指す団体にとって、必要な情報が掲載されています。

労働者協同組合法Q&Aでは、厚生労働省・特設サイト「知りたい!労働者協同組合法」<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/qanda>より転載するとともに、各都道府県の相談窓口の連絡先も紹介しています。このホームページを多くの人に知っていただきたいという気持ちで掲載しています。Q&Aで書かれていること以上に聞きたいことがある場合、各相談窓口へご連絡いただければと思います。またより実践的なことを考えたい・聞きたい場合は、日本労協連、協同総合研究所、各地域で活動するワーカーズコープの現場へと足を運んでいただきたいと考えています。

いよいよ労協法が施行し、労働者協同組合の新たな歴史が幕開けします。

労働者協同組合法人の設立、協同労働を志向する人々が増えることを通じて、持続可能で活力ある地域社会を実現していく。その一翼となるよう、協同総合研究所はより労働者協同組合・協同労働を地域社会で多くの人に伝え、共につくる運動に資する研究・調査・情報・交流・学び合いのプラットフォームの役割を促進していきます。

相良 孝雄(協同総合研究所 事務局長)